明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**一四九）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**一五〇）　二
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**同**一五一）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**七四一～七四九）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　八
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係　五二
地方公共団体
行旅死亡人関係　五三
会社その他
会社決算公告　五三

告示

○総務省告示第百四十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二十三号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の固定資産税から適用する。

平成二十三年四月七日

総務大臣　片山　善博

第一号3中

「（　7）　ＪＡ6648」を「（　7）　ＪＡ769Ｂ」に同

「（　7）　ＪＡ769Ｂ」を「（　7）　ＪＡ6648」に同

改める。

第二号2中

「（123）　ＪＡ332Ｊ」を「（123）　ＪＡ332Ｊ　ＪＡ333Ｊ（123）の2　ＪＡ334Ｊ（123）の3」に、「（135）　ＪＡ401Ｊ（136）　ＪＡ402Ｊ」を「（135）　削除（136）」に、「（191）　ＪＡ61ＡＮ」を「（191）　ＪＡ61ＡＮ（191）の2　ＪＡ620Ａ」に、「（197）　ＪＡ631Ｊ（198）　ＪＡ632Ｊ」を「（197）　削除（198）」に、「（199）　ＪＡ63ＡＮ」を「（199）　ＪＡ63ＡＮ（199）の2　ＪＡ64ＡＮ」に、「（201）　ＪＡ652Ｊ」を「（201）　ＪＡ652Ｊ（201）の2　ＪＡ653Ｊ（201）の3　ＪＡ65ＡＮ」に、「（230）　ＪＡ724Ａ」を「（230）　削除」に、「（269）　ＪＡ73ＮＣ」を「（269）　ＪＡ73ＮＣ（269）の2　ＪＡ73ＮＤ（269）の3　ＪＡ73ＮＥ」に、「（317）　ＪＡ8078（318）　ＪＡ8079」を「（317）　削除（318）　削除」に、「（320）　ＪＡ8082」を「（320）　削除」に、「（326）　ＪＡ8098」を「（326）　削除」に